

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和6年11月21日（令和6年（行情）諮問第1291号）及び令和7年2月4日（令和7年（行情）諮問第158号）

答申日：令和7年4月14日（令和7年度（行情）答申第4号及び同第5号）

事件名：特定職員の特定役職への再就職に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定職員の特定役職への再就職に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月8日付け20210909特許10、同月29日付け20211029特許16、令和4年1月13日付け20211217特許11及び同16により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1（令和6年（行情）諮問第1291号）

原処分1は、違法かつ不当である。即ち、特定職員は、特許庁長官退任後間もなくも特定機関A特定役職Aに天下っていることから、この天下り人事に関する文書を保有しているはずである。

よって、原処分1を取り消すべきであるとの決定を求める。

(2) 原処分2（令和7年（行情）諮問第158号）

原処分2は、違法かつ不当である。即ち、特定職員は、特許庁長官退任後の特許庁顧問退任後、早期に特定機関B特定役職Bに就任しているので、この就任経緯に関する文書は存在しているはずである。

よって、原処分2を取り消すべきであるとの決定を求める。

(3) 原処分3 (同上)

原処分3は、違法かつ不当である。即ち、特定職員は、特定年月日に特許庁長官を退任しその後特許庁顧問に就任しその後特定時期C頃当該顧問を辞職していることから、顧問辞職後直ちに特定機関Aに就職していることから、少なくとも特許庁顧問時代には、特許庁が特定職員の特定機関Aへの就職を斡旋していたことは明らかである。従って、特許庁長官退任後、特定職員が特定時期Aに特定機関Aに天下っているが、この天下りに関する文書は存在するはずである。当該文書を廃棄した場合は、当該文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日も明確にしていだきたい。

よって、原処分3を取り消すべきであるとの決定を求める。

(4) 原処分4 (同上)

原処分4は、違法かつ不当である。即ち、特定職員は、特定年月日に特許庁長官を退任しその後特許庁顧問に就任しその後特定時期C頃当該顧問を辞職しており、その約4か月後の特定時期B頃、特定機関C特定役職Cに就任していることから、少なくとも特許庁顧問時代には、特許庁が特定職員の特定機関C特定役職Cへの就職を斡旋していたことは明らかである。従って、特定時期B頃、特定機関C特定役職Cに経済産業省で特許庁長官経験者の特定職員が就任しているが、この就任経緯に関する文書は存在するはずである。当該文書を廃棄した場合は、当該文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日も明確にしていだきたい。

よって、原処分4を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、令和3年9月6日付けで本件対象文書1、同年10月27日付けで本件対象文書2、同年12月15日で本件対象文書3及び本件対象文書4の開示を求める行政文書開示請求（以下、順に「本件開示請求1」ないし「本件開示請求4」といい、併せて「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は、同年9月9日付けで本件開示請求1、同年10月29日付けで本件開示請求2、同年12月17日付けで本件開示請求3及び本件開示請求4をそれぞれ受理した。
- (2) 処分庁は、本件対象文書は特許庁では保有していないとして、本件開示請求1に対し、不開示とする決定を令和3年11月8日付け、本件開示請求2に対し、不開示とする決定を同月29日付け、本件開示請求3及び本件開示請求4に対し、不開示とする決定を令和4年1月13日付

けでそれぞれ行った。

- (3) 原処分に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、諮問庁に対して、令和4年1月24日付けで原処分1の取消しを求める審査請求、同年3月2日付けで原処分2の取消しを求める審査請求、同月27日付けで原処分3及び原処分4の取消しを求める審査請求（以下、順に「本件審査請求1」ないし「本件か審査請求4」といい、併せて「本件各審査請求」という。）をそれぞれ行い、諮問庁は、同年1月26日付けで本件審査請求1、同年3月7日付けで本件審査請求2、同月29日付けで本件審査請求3及び本件審査請求4をそれぞれ受け付けた。
- (4) 本件各審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件各審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件各開示請求に対し、処分庁は、いずれも特許庁において作成も取得もしておらず、保有していないとして不開示とする各決定を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件審査請求1

審査請求人は、原処分1に対して、特定職員は、特許庁長官退任後まもなくも特定機関A特定役職Aに天下っていることから、この天下り人事に関する文書を保有しているはずである旨主張している。

審査請求人の主張する天下り人事に関する文書は再就職資料に該当すると考えられる。

再度担当課室において確認したものの、特定元特許庁長官の離職後の再就職に関する文書は、特許庁において作成をしておらず、保有もしていない。

(2) 本件審査請求2ないし本件審査請求4

審査請求人は、特定元特許庁長官の離職後の再就職に関する文書は保有しているはずである旨主張しているため、以下、特許庁における保有の有無を検討する。

まず、本件各開示請求は、いずれも、特定元特許庁長官の離職後の再就職に関する文書の開示を求めるものであるが、特許庁において、特定元特許庁長官の離職後の再就職に関与することはなく、文書を作成することはない。

加えて、特定元特許庁長官が、国家公務員法に基づく再就職等の届出対象であり、同法に基づく届出を内閣総理大臣に対して行っていたとしても、当該届出は、特許庁を経由して行われるものではないため、特許

庁において当該届出に係る文書を取得することはない。

本件各審査請求を受け、念のため、特許庁の人事・庶務を担当する部署の書架、書庫、共有フォルダ等も確認したが、特定元特許庁長官の離職後の再就職に関する文書の存在は確認できなかった。

したがって、審査請求人が開示を求める文書は、いずれも特許庁において作成も取得もしておらず、保有していない。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件各審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1291号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和7年2月4日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第158号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年3月19日 審議（令和6年（行情）諮問第1291号及び令和7年（行情）諮問第158号）
- ⑥ 同年4月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和6年（行情）諮問第1291号及び令和7年（行情）諮問第158号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書を保有しているはずである旨主張して原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書は、別紙に掲げる各文書であり、いずれも特定職員の特許庁長官退任後の再就職に関する文書を求めるものであると認められる。

そこで、当審査会において、国家公務員の再就職に関する規定を確認したところ、国家公務員法106条の24第2項等において、国家公務員のうち管理職職員であった者の離職後2年間の再就職については、内閣総理大臣への届出を要し、当該届出は、離職した官職の任命権者を経

由して行う旨規定されていることが認められる。

さらに、特許庁長官の任命権者を確認したところ、国家公務員法55条1項ただし書において、外局長に対する任命権は各大臣に属すると規定されていることから、経済産業省の外局長である特許庁長官の任命権者は経済産業大臣であると認められる。

そうすると、特定職員の再就職に関する届出は、特許庁長官ではなく、経済産業大臣を経由して内閣総理大臣に行われることとなる。

(2) 次に、当審査会事務局職員をして内閣官房内閣人事局公表資料を確認させたところ、特定職員の特定機関A等への再就職に関し、在職中の再就職の約束、求職の承認及び官民人材交流センターの援助が行われた実績はないことが認められる。

(3) 以上を踏まえると、特許庁が特定職員の再就職に関与することはなく、本件対象文書を保有していないとする上記第3の3の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ、約2年10か月及び約2年11か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 本件対象文書

1 本件対象文書 1

特定職員が特許庁長官退任後、特定機関A特定役職Aに天下っているが、この天下り人事に関する文書。

2 本件対象文書 2

元特許庁長官の特定職員が特定機関B特定役職Bに就任しているが、この就任経緯に関する文書

3 本件対象文書 3

特許庁長官退任後、特定職員が特定時期Aに特定機関Aに天下っているが、この天下りに関する文書

4 本件対象文書 4

特定時期B頃、特定機関C特定役職Cに経済産業省で特許庁長官経験者の特定職員が就任しているが、この就任経緯に関する文書